

関係各位

2018年1月9日

ロッテの経営正常化を求める会
株式会社光潤社
代表取締役社長 重光宏之

韓国における重光宏之の第一審無罪判決の要旨について

株式会社ロッテホールディングスの最大株主である株式会社光潤社の代表取締役社長であり、「ロッテの経営正常化を求める会」の代表として活動している重光宏之は、2017年12月22日にお知らせいたしましたとおり、過去に韓国ロッテグループ系列会社の役員として報酬を不当に受け取ったとして韓国検察より起訴されていましたが、同日付で韓国ソウル中央地方裁判所より、無罪判決を言い渡されました。以下、その要旨をご報告させていただきます。

韓国の検察が主張した公訴事実は、

- (1) 韓国及び日本ロッテグループの総括会長であった重光武雄氏及び韓国ロッテグループの会長であった重光昭夫氏が、韓国のロッテグループの系列会社で役員としての職務を遂行していなかった重光宏之に対して、2005年1月頃から2015年10月頃までの間に、韓国のロッテグループの系列会社から一定額の報酬を支給した行為は、横領行為として、韓国の特定経済犯罪加重処罰等に関する法律の違反に該当するところ、
 - (2) 重光宏之はこのような報酬の支給を受けることを目的として、2006年頃から2015年頃までの間に、重光昭夫氏に対して日本のロッテグループの系列会社から一定額の報酬の支給を不当に行い、重光武雄氏及び重光昭夫氏の行った上記(1)記載の横領行為に積極的に加担した、
- というものでした。

しかし、韓国のソウル中央地方裁判所は、当該公訴事実について犯罪の証明がないとして、重光宏之を無罪とする判決を下しています。その主要な理由は、大要以下の①ないし④記載のとおりです。

- ① 日韓ロッテグループを一つの企業集団として認識し、総括・経営していた重光武雄氏が、同氏を助けて日韓双方のロッテグループの系列会社全体の経営に実際に関与しながら、日韓双方のロッテグループ全体の利益の追求を目指して一定の職務を遂行していた自身の後継者でもある重光宏之に、本件のように日本のみならず韓国のロッテグループの系列会社からも報酬を支給したことは、重光武雄氏自身や第三者の利益を図る目的で行われた任務違背行為であるとは言い難いこと。
- ② 重光宏之は、日本ロッテグループの経営全般に関与する過程で、日韓ロッテグループ間の業

務交流、支援、協力関係の構築等の役割を果たし、実質的に日韓双方のロッテグループ全体の共同の利益と成長を目指していたところ、日本ロッテグループから重光宏之に支給された報酬だけでは、同人が日韓双方のロッテグループに対して果たした役割と貢献に対する十分な報酬とは言い難いこと。

また、日本ロッテグループの系列会社から重光昭夫氏に対して報酬を支給していたことに関しても、実質的な職務遂行をしていない者に対する不当な報酬の支給であるとはいえず、検察が主張するように、重光宏之が、韓国のロッテグループの系列会社から不当に報酬の支給を受けることを目的として、重光昭夫氏に対して日本のロッテグループの系列会社から不当に報酬を支給して横領に積極的に加担したとは言い難いこと。

- ③ 重光宏之は、報酬の支給を受けた韓国のロッテグループの系列会社においても、代表取締役や取締役として会社や第三者に対して法律上の義務及び責任を負担していたのであり、また、具体的事情に照らしても、重光宏之が専ら報酬の支給という形式で会社の資金を受領するためだけに取締役を選任されたという特別な事情があったとは言い難いこと。さらに、重光宏之に支給された報酬の金額が合理的な水準を逸脱し、その果たした役割と著しく均衡性を失うほどであったとは言い難いこと。
- ④ 以上の①ないし③等の事実を照らすと、韓国のロッテグループの系列会社が内部的な手続きを経て重光宏之を役員として選任し、報酬を支給したことは、明らかにその必要性や正当性のない行為であるとは認めがたく、その支給した報酬の金額が合理的な水準を著しく逸脱するとも認めがたいこと。したがって、当該報酬が外形上報酬の名目で支給されたものに過ぎないとして、実質的に会社所有の金員を自己が所有するものと同様に使用・処分したことを理由に、業務上横領に該当する行為であるとは認めがたいこと。

重光宏之といたしましては、この韓国のソウル中央地方裁判所による無罪判決は、重光宏之が一貫して主張してきた、重光宏之が過去に受け取った役員報酬は、韓国のロッテグループの系列会社より正当に支払われていたものであり、何ら違法性のあるものではないという主張を適正に認めたものと評価しております。

以上